

2017年6月

株主各位

武田薬品工業株式会社
代表取締役社長 クリストフ ウェバー

第141回定時株主総会に関連する事項について

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、既にご存知のとおり、当社取締役会長 長谷川閑史は、当社第141回定時株主総会の終了時をもって任期満了により退任し、退任後2年間、当社の相談役に就任する予定です。この点に関しましては、「長谷川氏が、取締役退任後も当社の経営判断や意思決定に影響力を持ち続けるのではないか」とのご懸念をお持ちの株主および投資家の方々もおられるものと承知しております。また、相談役や顧問が経営判断を左右する可能性についての一般的な議論があることも、承知しております。

かかる状況を踏まえ、みなさまのご懸念を払拭・低減させていただくべく、長谷川氏の相談役としての役割等につき、私から、以下のとおりご説明申し上げます。

まず、長谷川氏は、2015年4月以来、取締役会長として、取締役会の議長の役割に徹しており、タケダ・エグゼクティブ・チームの会議やビジネス・レビュー・コミッティー等、当社における経営会議に相当する各種会議体には出席しておらず、当社の事業判断にはもはや関与していません。事実としまして、私が当社にやって参りました2014年4月以降の当社における指揮権限の移譲は他に類を見ないものであり、これは、当社の改革と事業運営を私自身そしてタケダ・エグゼクティブ・チームに全面的に託すという長谷川氏の思慮深い判断があったがゆえのことです。

また、当社のコーポレート・ガバナンス体制は、取締役の過半数を独立の社外メンバーで構成し、監査等委員会を設置しているほか、取締役会の諮問機関として設置しております指名・報酬両委員会につきましてもその過半数および委員長を独立の社外メンバーで構成していること等でご理解いただけますとおり、本質的に、一個人の独断で会社の意思決定を左右できるようなものではありません。

当社では、かかる当社のコーポレート・ガバナンス体制を前提として、長谷川氏を相談役に任命することを予定しているものであり、同氏の相談役としての役割は、次の2点です：

1. あくまでも現役の経営陣からの求めに応じてという前提で、これまでの同氏の経験や見識を基にしたアドバイスを提供すること、また、その多岐にわたる社外ネットワークにより当社に引き続き貢献すること。
2. 現在同氏が当社を代表して就任している経済同友会等の外部団体の役職のうち、より公共性・重要性が高いと判断されるものについて、その任期満了まで、引き続き当社を代表してその任務にあたること。

上記のうち、「1」につきましては、当然ながら、今後も多数の案件で同氏のアドバイスを求めることはなく、実際にアドバイスを求めるケースがあるとしても、ごく稀であると考えております。従いまして、同氏の役割の大部分は、上記の「2」ということとなります。

最後に、同氏の相談役としての処遇につきましては、月額報酬はありますが賞与や長期インセンティブ報酬はなく、取締役会長である現在の処遇とは当然に異なる、職務相応のものとなり（同氏の年間報酬額は、現在の約12%程度となります）、また、社用車や専任秘書はおかない予定です。

ご理解のほど、何卒よろしくお願い申し上げます。

敬具